

# 講師謝金等支払規程

一般社団法人京都府臨床検査技師会

令和3年5月13日制定

## 講師謝金等支払規程

### 第1条（目的）

この講師謝金等支払（以下「本規程」という。）は、一般社団法人京都府臨床検査技師会（以下「本会」という。）が主催する臨床検査学の向上に関する研修会・学会・講演会・講習会等（以下「研修会等」という。）において、講演、講義、実技指導等を行う講師に対する講師料についての基本的な基準を定めることを目的とする。

### 第2条（適用）

本規程は、本会の依頼により、会員又は他都道府県の臨床検査技師並びに他職種（以下「講師等」という。）が研修会等の講師を務めた場合に適用する。

### 第3条（分類定義）

本規程において、「講師」を次のとおり分類定義とする。

#### (1) 内部講師

「本会会員」、「日臨技会員＋他都道府県会員」、「非会員」で且つ臨床検査技師の講師

#### (2) 外部講師

「医師」、「専門講師」、「その他」の講師

### 第4条（謝金の支払基準）

謝金の基準額は、下記の表に掲げる。但し、特段の配慮を要する外部講師及び学会における特別講演など表に掲げる基準により難しい場合は、その都度理事会で決議するものとする。

- 2 本会が主催する研修会等における講師を務めたとき、講演、講義、実技指導等に対して90分を1単位とする。

内部講師区分	1単位(90分)の謝金額	謝金額(税込)	源泉徴収税額
本会会員	7,500円	8,352円	852円
日臨技会員＋他都道府県会員	15,000円	16,705円	1,705円
非会員	7,500円	8,352円	852円
外部講師区分	1単位(90分)の謝金額	謝金額(税込)	源泉徴収税額
医師：教授（院長・部長）	54,000円	60,140円	6,140円
医師：准教授・講師	30,000円	33,411円	3,411円
医師：助教・助手	24,000円	26,728円	2,728円
専門講師（看護師・薬剤師等）	24,000円	26,728円	2,728円
その他	理事会決議額	—	—

講義時間が1単位未満の場合は、3分の2単位（60分）を下限とし、1単位以上の場合は3分の1単位（30分）を上限として、謝金算定を行う。

但し、外部講師は、1単位を上限とする。

### 第5条（謝金の支払方法）

(1) 研修会等の開催終了後、1週間以内（土日祝を除く）に支払う。

(2) 現金での受け渡し又は当該講師等の指定する金融機関の口座に振り込む方法

のどちらかを選択する。

- (3) 謝金の支払いにあたっては、法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- (4) 前提の規程にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わない。

#### 第6条（費用）

講師が、本会が依頼した業務に関連して、交通費及び宿泊費を要した場合は、負担した費用の請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

#### 第7条（個人情報取扱い等）

本会は、法令その他の規範を遵守し、本会が定める個人情報保護方針に基づき、個人情報を保護する。

#### 第8条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

## 附 則

この規程は、令和3年5月13日から施行する。（令和3年5月13日理事会決議）

① 令和 年 月 日 一部改正（）

②